

漢代王・侯の私田經營と大土地所有の構造

——秦漢帝國の人民支配形態に關連して——

西村元佑

はじめに

一 吳楚七國の亂を分岐點とする王・侯國の政治・經濟的特權の内容

二 王・侯の私的收入源としての私田經營とその勞働力

三 王侯の封戸とその勞働力使用の限界

四 大土地所有の直接的勞働力と上家下戸制

五 公權的支配の貫徹とその矛盾

結言

はじめに

近年、中國古代史とくに秦漢帝國の全構造的內容の本質に迫ろうとする努力が精力的に積み重ねられているのは、まことに喜ばしいことである。私見によると、その動向は大體二つに分類できると思う。一つは西嶋定生・木村正雄氏等による國家權力と人民との基本的對立關係の究明に關するものであり、他は宇都宮清吉・増淵龍夫氏等による豪族集團内部の政治・社會・經濟構造および戰國秦漢國家權力内部の心情的結合關係や物質的基盤の究明に關するものである。前者は國家の公權的支配の構造分析に、後者は主としてその私權的側面の解明に數々の成果を擧げている。といってもこれはきわ

めて大雑把な分類で、兩者ともに相關連・交錯するところ多く、到底輕々の概括を許すものではない。本論は上記以外の最近の諸研究にも啓發されつつ「漢代王侯の私田經營」をとりあげ、それにまつわる公權と私權の問題、專制權力と人民との對立關係、私田經營における小作と奴隸の問題等々、王侯が特權身分として皇帝に近接するものであるだけに、種々困難な諸問題を含むが、私の力の許す範圍内で一應の考察を試みることにしたい。とりあげた問題の性質上、關連するところが多く、恩師や先輩の高説にも、一部異見を述べざるを得なかった。しかしこのような問題に突き當ってみると、秦漢史に對する理解が、あまりにも錯綜しているのに驚くとともに、これらの問題と眞正面から對決することこそ、眞理探究への正しい姿勢であることを痛感する。この小論が、諸家の懸命の努力に對し、何程かの貢獻をなし得ることを、ひそかに念じて、諸賢の忌憚なき批判を期待する。

一 吳楚七國の亂を分岐點とする王侯國の政治・經濟的特權の内容

漢代の大地所有においては王侯・官僚・豪族の三者について検討せねばならないが、本論ではとくに王侯の私田經營とその勞働力の問題を考察する。なかでもとくに中心課題となるのは後漢光武帝劉秀の親戚にあたる舂陵卿劉氏侯家の私田經營についてであるが、本問題に取り組む前に、まず諸王・列侯の政治・經濟的特權内容の究明から着手せねばならない。

漢の王侯は、諸侯王・列侯・關内侯の三階級に分れるが、その最高位を占める諸王の特權内容を検討して、その上限を明かにすることができれば、列侯の特權のおよぶ範圍もおのずから限定されるので、まず諸王から論ずる。

漢王朝で諸王の權力がとくに強かったのは吳楚七國の亂以前であったことはいうまでもないが、これについて續漢書百官志^①には、「漢初の封王の制は高祖の敵對者であった項羽の制度を參酌し、地方分權的な六國の制に歩みよることによって、王國を中央政府の支柱藩屏たらしめたので、當時の王國の官制はみな朝廷とはば同様で、王は自國を統治することが

できた」とのべている。^③ここにいう「統治」の内容であるが、さきに布目潮風氏は、漢の王國は最初から兵權をもたなかったことを指摘されたが、これは正しい見解であり、王國の統治權は純然たる行政權に限ると解釋すべきである。

では諸侯王の行使し得る行政權の具體的内容はどのようなものであったか。吳楚七國の亂以前の諸王の行動から具體的に察知出来るものとして、吳王濞傳には、「孝惠高后の時、天下はじめて定まり、郡國の諸侯はみずからその民を拊循（慰撫）した。吳國では豫章郡の銅山に、天下の亡命者を招致して錢を盜鑄し、海水を煮て製鹽したので財政が豊かであり、人民から賦を徵收しなかった」といい、^④吳國の財政が極めて豊かなため、人民慰撫の建前から賦税を取らなかつたと述べている。この事實から諸王には賦税徵收權があつたものとみてよい。更にその後文に「（吳では）卒の踐更に際して平賈を與えた」と述べている。この記事に基づいて王國は人民の徭役徵發權をも所有したと考えてよい。尙この他にも、王國においては自國內の人民に對する徭役徵發權があつたことを證明する別の史料がある。すなわち漢書卷四九・賈誼傳に載せられた、賈誼の文帝に對する上疏には、「いま淮南の地で遠いものは中央から數千里もある長安まで、吏民が徭役に向き、道中の衣類を準備するのに、家の資財を賣りつくした上に路銀も用意せねばならぬので、中央の直轄地に所屬することを苦にしている。ところが淮南地域には梁・淮陽の兩王國があり、（補注によれば、ここだけは直轄地の苦勞を逃れているので、淮南の人民は全て諸侯の國であつて欲しいと望み、逃げて諸侯の國に入るものも少なくない）」と述べているのがそれで、この上疏によると文帝時代には、王國の人民が中央政府の徭役には無關係であり、従つて諸王國の人身的役使に服したものと理解される。かくして漢王朝草創時の王國の行政權の内容は、賦税および力役徵發權をも含むものであつたと考えてよいようである。ところが續漢書百官志には「景帝の時に吳楚七國の亂が起り、これを機會に諸王が民を治めることを止め、中央官廳より派遣された内史（のち國相）の管轄下に置いた」という。國相は郡太守と同様のものであるから、王國は結局中央直屬の「郡」と同様、中央政府の直轄下に編入されたことになる。^⑤

では吳楚七國の亂以後において王國はどの程度の特權を持ち得たか。以下漢書の記事の中から、その後の王國の權限の

うち、特に財政的特権について考察しよう。漢書卷三八・高五王傳に主父偃が武帝に對して齊國のことについて談論している中に、「齊の臨淄は十萬戸を擁する大都會で、その市租（商税）は千金の額にのぼり、殷富なことは首都長安以上であるから、天子の親弟愛子以外のものはこの王にすべきではない」と述べている。これによると王國內の商税徴收權もまた王に所屬したものと考えてよい。尙、高五王傳の贊には「吳楚の誅されてより後、やや諸侯の權を奪ひ、左官・附益・阿黨の法が設けられた。その後、諸侯はただ租税に衣食するを得た」といい、吳楚の亂以後の諸王侯の特権は國內からあがる租税收入に止まったという。ここにいわゆる租税とは、漢代においては田租を代表的なものとするが、商税も租税の中に含まれるとすれば、漢代の税體系は賦と税の二つの範疇に大きく分類出来るから、吳楚七國の亂以後の王國では賦系統（口算・實算）以外の税を收取することが可能であつたということになる。尙、王國が商税を收取し得たことについては、漢書卷五三・景十三王傳、趙敬肅王・彭祖傳に、「王が國內の縣で商人の市に干渉して、商人の權會を行ない、その收入が國の租税よりも多かつた」と述べているから、諸王には商税徴收權があつたとみてよい。王國領内に有力な經濟都市を持つことが王國財政の富裕に資したことを物語る史料は他にも存在する。漢書卷四七・文三王傳・梁孝王傳に、「梁は大國で天下膏腴の地に位置し、大縣が多い。孝王は皇帝の弟で、吳楚七國の亂にも政府に協力したので、諸侯王中でも特別待遇を受け中央からの厚い賞賜にもあづかつた。王の府庫の金錢は百鉅萬（顏師古注、鉅萬は百萬）で、珠寶・寶器は京師より多かつた」という記事によれば、梁國の富裕の背後には中央よりの賞賜もさることながら、梁國そのものの富裕と國中にある都市の商税收入との關連をも無視することは出来ないであらう。史記平準書には、「山川・園池・市井・租税の入は、天子より封君湯沐の邑に至るまで、みなおのおの私の奉養に供し、天下の經費にはあてぬ」とあり、漢王朝の初期においては、田租とともに商税や鑛山・川海よりの收入を、皇帝はじめ諸王侯等の私財政に充當したと考えてよいであらう。従つて商税の收入は封領内に大都會をもつ王國にとっては有力な財源となつたのであり、殊に武帝の抑商政策の施行される以前においては財政的に大きなウェイトをもつたものと思われる。

以上は諸王に關する考察であるが、次に列侯については、漢書卷一下・高帝紀、十二年三月の詔に「有功者は上は王とし次は列侯とする（中略）重臣で列侯となつた者には、自ら吏を置いて賦斂^④するを得しめる」とのべているから、列侯には徵稅權があつたものと思われる。また續漢書百官志・列侯の條、および本注には「相は領内の人民を統治する。しかし縣の令長が諸侯の臣下でないように、侯國の國相も諸侯の臣ではない。國相は封君に對してただ租を納入するだけであり、租の額は封戸の戸數の範圍とする」と述べている。かくして列侯の收入は田租に限られていたと考えてよい。次に關内侯は「一定面積の領域（土）なく在所の縣に寄食する（寄食とは租を受取ること）。民租の額の多少はおの封戸の多少によつてきまる」といい、關内侯も列侯同様に封戸の納入する田租だけを收入としたことが分る。

以上によつて知り得ることは、（一）列侯は、その功に應じて縣・鄉・亭の領域をもらい、その封戸^⑤の納入する田租を自己の收入とし、（二）關内侯は、一定領域の土地をもたぬが封戸の納入する田租を收入とした。そこで列侯・關内侯ともに政府から受け取る給與は封戸の田租だけだつたことになる。ただ列侯は關内侯と違つて一定領域の土地に封ぜられるから、その領域内で可能な限り私田を開發することが出來た點は注意すべきことである。

降つて後漢になると、後漢書列傳四〇・孝明八王傳の論に、「明帝が諸子を封じた場合、年間授給租額を二千萬以下とした」と述べている。本文注引、東觀漢記の明帝紀には、「皇子の封はみな舊制より減額した。かつて皇后が帝に對し、『鉅鹿・樂成・廣平の各數縣は租穀百萬^⑥に達するのに、帝は二千萬を限度とされる。諸小王には給與を減額（略與）してもよいが、楚と淮陽とはともに十の三、四を減らす程度にとどめて欲しい』といった」との談話がのつているが、東觀漢記には租はあきらかに「租穀」としてあり、田租であることが明確となる。また後漢書同傳陳敬王羨傳には、「肅宗（章帝）は建初四（七五）年、輿地圖を案じて諸王國の戸口を平均して一律に租入せしめることとし、毎年八千萬にした」というから、明帝のときよりも租額を四倍に増したことになるが、これも机上の計算でやったことで、ここにいる租額が田租額であり、しかもそれを中央政府の裁量で一律平均化することが出來たのも、商税のような變動の多いものでなかつたからこそ

簡單に行なえたものと理解される。そして史料に徴してみたところ、武帝時代まではともかくそれ以後において、諸侯の租入の内容が田租そのものであったと考えることを妨げるような事實に遭遇しないことも、右の考定を側面から補成せしめる。以上によって少くとも前漢中期以後、後漢末までを通じて、諸侯の公的收入は田租だけであったと結論出来る。^⑧

二 王 侯の私的收入源としての私田經營とその勞働力

それでは前漢中期以後および後漢時代の諸侯は既定の田租だけを収入源としたのかというところではなく、自己の封地内で私田を開發し、大土地所有を行なうことによって強大な富力を蓄えることが出来たのである。後漢書列傳三二・光武十王傳・濟南安王康傳には、「康が多く財貨を殖し、宮室を修め、奴婢は一四〇〇人・廐馬一二〇〇匹・私田八〇〇頃で、奢侈恣欲であり遊觀に節度がなかったので、永元初（六）年國傳の何敞が上疏して康を諫め、『願わくは大王、恭儉を修めて古制に遵い、奴婢・乗馬の數を省き、私田の富を斥け遊觀の宴を節し、禮節に則つて行動されたい』』と云つて王の私田經營を諫めているが、これは教育を司る國傳としての諫言で、私田經營が國法にふれないことはいうまでもない。従つて多かれ少なかれ諸侯の私田は租入以外の有力な別途収入源として一般に經營されたのであるが、この史料にはあきらかに『私田』という語が使用されていることを特に指摘しておきたい。濟南安王康の初封は建武十五（A.D. 三九年、當時濟南公という）年で、二十八（三）年に就國、三十（四）年に祝阿・安德・朝陽・平昌・臨陰・重丘の六縣を増封されたが、のち王が不軌を計つたので重丘以外の五縣を削られ、建初八（一三）年にまた返還されている。私田は就國以來三〇餘年の間に次第に増殖されたものと思われるが、右の記事からみるとその勞働力の主軸は奴隸であつたとしてよからう。

ところで諸侯の私田經營のうち、特に列侯のそれについて重要なのは後漢の始祖光武帝の本家が前漢の列侯國であつた時代の實情で、これについては宇都宮清吉博士の綿密詳細な研究がある。次に要點を述べると、

劉氏侯家の先祖は武帝の時代に南方の零陵郡冷道縣舂陵郷に列侯として封ぜられたが、元帝のとき、南陽郡蔡陽縣白水郷に移った。

（侯家はこの土地を舊地名に因んで春陵郷と呼ぶ。それから三代約半世紀の間にここで繁榮の地盤を築いた。侯家の封戸は四七六戸であった。従つて封戸からあがる田租は司馬遷流の計算（史記貨殖列傳）に従つて千戸侯の収入が二〇萬とすると、その約半分そこそこだった。春陵郷内における既墾地の面積については史料に記載がないが、漢書卷八一・匡衡傳の記載内容を援用して大體二三〇頃程度と考定する。劉氏侯家は、この他に私有地があったことは約一〇年間の滯納の田租二萬五〇〇〇石と菑粟錢數萬錢^④があったことによつてわかる。年間二五〇〇〇石の田租を納入する土地は大體二八〇頃となるから、最初からあった二三〇頃の既墾田に加えて更に二八〇頃が私田として開墾されたことになり、これにはその勞働力として少くとも二八〇戸程度の下戸層が必要である。劉氏侯家の他に劉秀の家にも私田があったらうし、また侯家の親戚にも相當の私田があり、かくして劉氏一族の家々に所屬する下戸層だけでも數百家の存在を想定出来る。劉秀舉兵のとき、その一黨の總兵力が七七八〇〇人であったのは、こうした人口を基盤にしたものである。

以上は劉氏侯家の封地内における私田經營の構造的内容を宇都宮博士がたくみに描出されたものである。しかしここで一つ疑問に思ふのは春陵郷劉氏侯家の私田經營の勞働力に下戸層のみが想定され、奴隸が登場しないことである。さきにあげた濟南安王康の私田八〇〇頃の場合、奴婢一四〇〇人が併記されており、これがすべて私田耕作の勞働力ではなかったとしても、私田經營の勞働力が奴隸ではなくて良民の下戸層であつたとすべき根據も存在しない。王侯の私田經營の場合、史料にあらわれた限りでの勞働力は一般には奴隸が主であると考えられるのであるが、これを右の劉氏侯家の場合のように下戸層であつたと想定するためには、それだけの明確な根據が必要になる。従つてこの際、王侯が私田を經營する場合の勞働力の主體が何であつたかを、もう一度考え直してみる必要がある。

南陽における劉氏侯家には四七六戸の封戸が最初から存在し、また侯家のみならず侯家をとリまく劉氏一族に私田經營が行なわれ、その耕作勞働力として（一般の人民で劉氏の田地を小作する）下戸層があつたと想定することは當時の一般通念として當然のこととすべきであらう。しかし同じ南陽にあつて私田經營を推進して大土地所有者となつた樊重（その娘は光武帝劉秀の母）は、後漢書列傳二二・樊宏傳によると、「代々農業經營に専念した家柄で、樊重は産業經營に鍊達しており、童隸を課役することが巧妙で、主人と奴隸がよく力を合わせて産業にあたり、ために財利は年々倍加するほどの成績

があり、こうして田地を擴大すること三〇〇餘頃に達した。田地には廬舎があり、陂渠が設置され、また池魚・牧畜もみな求めに應じて自給出來、材木も漆もあつて家具の自給も出來、實財は巨萬であつた。そのうえ樊重の人物が溫厚で人情味があり郷里の人々から慕われ、また周圍の人々に貸した金が數百萬に上つたが、死ぬときに遺言をして金錢貸借の契約書を全部焼却してしまつたので、これを聞いた人々は、その恩義に感じ競つて金を返しにきた。彼の在世中は縣内の人々に尊敬されて三老に推戴された」ということである。この記事は樊重莊園の繁榮振りを端的に書き出しているとともに、莊園經營の構造を具體的にしめす貴重な史料である。ここでまず注目されることは莊園の經營者樊重とその直接生産者としての童隸が莊園の經營と生産の主體をなしていることであり、次に注目されるのは樊重の近隣に居住する郷里の一般中小農民と豪族樊重との關係である。豪族樊重は近隣の一般農民に對して金錢貸借關係を通じて大きい經濟的影響力を持つており、彼が三老に推戴されたのは彼の溫厚な人格に基づく仁俠心のしからしめるところであるが、その基盤にはなによりも郷里の中小農民との間に結ばれた經濟的支配力があることはいうまでもない。樊重を三老に推舉する一般民はもちろん國家の良民で税役負擔者であり、たとえ豪族の莊園に小作關係を持ち、豪族との金錢貸借關係にしばられていたとしても豪族の私有勞働力とはなり得ないものである。國家權力からみれば豪族も中小農民もおしなべて國家の良民であり、國家の直接支配下に統裁さるべきものである。従つて豪族と中小民あるいは地主と小作との關係は、わかりきつたことであるが良民という共通の基盤の上に出來た相關關係であるから、豪族莊園主の恒常的役使に服屬する莊園内の私的勞働力とはなり得ないものである。これに對して樊重の莊園において莊園主の自由に驅使し得る勞働力は、史料の語るところによれば、樊重に課役され、樊重の驅使に甘んじて莊園の產業設備としての陂渠の設置や耕地の擴大開發、池魚・牧畜の養殖等、莊園の設備や生産の主働力として活動した童隸であつた。従つて莊園の主體的な勞働力は童隸とすべきであつて、これは郷里の一般人民とは當然區別されるべきものであり、いわゆる上家下戸制すなわち上家豪族およびその近隣に居住し多少とも上家の經濟的な影響力のもとにおかれた一般中小農民という概念における下戸とはおのずから別のもので

ある。従つてここでいう童隸とは、樊重莊園内の私的勞働力、すなわち國家の直接的個別人身支配のもとにあって、賦役負擔の義務を持つ良民以外の賤民奴隸と考えるべきである。これに對し樊重の莊園に隣接する一般中小農は樊重の莊園の小作に多くを依存する貧農であるとしても、これは國家の良民であつて、樊重の手作莊園の私有勞働力としての童隸とは峻別すべきものである。これはもとより分りきつたことであるが、ともすればこのような私有勞働力と小作人ないし下戸層とが混同されやすいので、ここに改めてこのことを指摘しておく。

ところでこのようにみると、後漢書樊宏傳の記事は樊重莊園の内部構造およびその近隣にある一般中小農民との間に形成される郷里共同體内部における上家下戸制の構造にも關連する史料としてきわめて貴重なものである。ただ樊重のような善良な人柄の豪族は少なかったであろうし、その點を特筆するために、たまたま當時の豪族の莊園形態とその利殖活動、ならびにこれに關連する下戸層としての郷里の中小農民が、總合的に描出されたのであつて、このようなケースは當時におけるもっとも理想的な上家下戸關係をしめす一例とすべきである。しかしそれにしてもここに豪族の奴隸制經營を主軸とする富裕な經濟力と、その近隣にある多くの中小農民が、多かれ少なかれ、この豪族莊園主の經濟的影響のもとに生活を送つていたことが描かれているのは、注目すべき事實である。普通にはこのような上家下戸關係の場合、上家たる豪族の苛烈な利殖行爲によつて下戸層は苦しめられることも多く、樊重のような例はむしろ稀少であつたろう。樊重の時期に近い頃の一般狀態を述べた桓譚の光武帝に對する上疏の中には、「國を治める道は本業を擧げて末利を抑えることであり、先帝（李賢注に前漢高祖のこととする）は極力商人を抑えた。いま富商大賈が多く田貨^⑤を放ち、中家の子弟は大家の役使に甘んじ、その奔走につとめるありさまはまったく召使（巨僕）のようであり、大家の收取する稅收（李賢注に借金^⑥の利息）はあたかも封君の生活を彷彿せしめる」と述べている。ここに指摘された商人は前漢の武帝時代以前のような純粹な商業資本家ではなく、一般には小規模でも莊園を經營する生産資本とすべきであり、さきに掲げた樊重ほどの規模を持つものではなくとも、ほぼ類似の性格を持つ莊園生産物販賣を指して商業とみなしたものとされよう。かくして當時の豪族

と一般中小農との關係を社會經濟史的概念から上家下戸制として把握出来ることは確かであるが、しかしここで特に注意しておきたいことは、豪族（上家）が周圍の中小農（下戸）との間にひろく地主小作關係を展開するに到るまでの過程である。

樊重の場合後漢書の記事には三〇〇頃にのぼる廣大な田地を造成する基本勞働力として童隸を課役したことが述べられている。この記事を率直にみる限りにおいて樊重の莊園造成の基礎勞働力としては奴隸が不可欠なものであったと認めざるを得ない。そしてこの廣大な莊園を中心に周圍の中小農民との間に小作關係（ここでいう上家下戸關係）が展開されるのである。従つて順序からいえば下戸制は奴隸制經營の基盤の上に副次的に構成されるものとすべきである。宇都宮氏の計算によれば奴隸制農業は有利ではあるが莫大な資本がかかるのに對し、小作制は奴隸制ほどの實收はあがらないが資本的には有利であるとされる。^⑤この考説は説得力に富むものである。しかし上家下戸制は、はじめから展開されるものではなく、たとえ多額の資本がかかつて、まず最初は奴隸の勞働力を獲得し、これを驅使して灌漑の設備や耕地の開墾をすすめることから始めなければ莊園の規模は確立しない。樊重の莊園の場合、水利灌漑施設も十分に整備されていたようであるが、中國のように年間平均降雨量が少なく、また時季的に降雨のかたよる所では、水利施設は農業經營に不可欠の條件である。これを村落の一般農民を使用して行なおうとすれば、彼らの農業經營にも支障をきたすであらうし、雇傭勞働にたよることも資本面では支出が多いと考えられ、それと同時に勞働力の動員面にも恆常性が期待出来ないであらう。従つて當時の一般通念からみて當然まず奴隸に資本を入れ、コンスタントな私有勞働力を確保してから土地開發に着手するのをもっとも一般的な形態であつたろう。かくして奴隸は大土地經營には缺くことの出来ない基本的な勞働力であり、奴隸の購入は當時の莊園の生産資本における基本的な設備投資として必須のものと考えられる。かくして前漢いらい奴隸は大土地經營には大量に使用されたのであり、史料全般から與えられる一般通念としても、漢代の官僚・豪族が殆んど大量の奴隸所有者であつたと考えられることは、當時において奴隸が私的生産力の基盤に必須のものであつたことをしめすもの

である。

しかし奴隸の價格は高價であり、従つてその勞働力を多數所有することは多くの資本を要することはもちろんである。居延漢簡によれば

侯長樂得廣昌里公乘禮忠年卅

小奴二人直三萬 用馬五匹直二萬 宅一區萬

大婢一人二萬 牛車二兩直四千 田五頃五萬

駟車一乘直萬 服牛二六千 凡貨直十五萬 (原片 一四六)

とあり、禮忠の所有する奴隸は少年男子で一萬錢・成年女子で二萬錢であり、成年男子なら二萬五千ないし三萬錢ともなる。ただ實際の價格はこの半額であると考えても、大土地所有者となるにはその初期段階において多くの資本を要したことがわかる。しかしかにも多額の資本がかかろうとも莊園經營の初期段階において恒常的な私的勞働力を持つことが必要ならば、奴隸獲得に全力を盡さねばならないであろう。また大莊園は一舉に出來上るものではなく長い期間を経て徐々に擴大されるものであることは、樊重その他の實例の物語るところである。

さて當面の課題は王侯の私田經營においてこの點がどう處理されるかということである。いま問題の中心となっている南陽劉氏侯家の場合、公的收入源としての年間田租收入額が約十萬錢であるとして、これで奴隸を購入しようとするれば、成年男子奴隸なら七、八人、女子なら一〇人程度が精一杯で、財布をはたいた後は侯家の衣食にも事缺くことになる。しかし侯家が封侯される際、漢王朝から一文ももらわずに封地に就國したとは考えられず、當時の一般通念として多額の金錢と奴隸を賜與されたと思われるが、いま劉氏侯家の金庫の中味を探るわけにもゆかない。しかしここでなによりも先に問われねばならないことは、侯家が私田經營に着手するにあたって一般豪族の場合のように多額の資本を要する奴隸を買い求めて、私田造成の勞働力とする必要があったのか、それとも奴隸以外の勞働力(例えば封戸など)を侯家の特權にお

いて驅使し得たのかどうかということである。もし後者の途が可能なら、奴隸に高額な資本を投入せずに當然この特權を行使する筈であるから、たとえ封侯の際の一般通念として漢王朝から奴隸や金錢を多額に賜與されたとしても、それはそれとして他の用途のために確保しておき、やはり當然の方途として特權が行使されるものとせねばならない。そこで次に問題點をここにしばって考察することとしよう。

三 王侯の封戸とその勞働力使用の限界

この問題についても是非宇都宮博士の見解を參照せねばならない。これは前述した春陵侯劉氏の私田經營の勞働力に下戸を想定される着想の根據とも關連するからである。氏によると

列侯は封地を受けるとき一定數の民戸を割り當てられ、その民戸を臣下として服屬役使する特權を得た。しかし領内の行政權・裁判權・軍事權に關しては何らの權能も有しなかった。侯國には「相」と名づける長官が中央から派遣され、相が一切の行政を執行した。相は地方官廳としての縣の長官たる「令」または「長」と同一の資格を持つ。相は侯の臣下の列には加わらない。彼らは領内で徵收される租税を領主の家に納入した。

右は同氏の注記に明らかなように續漢書百官志の本文および原注の解釋に基づくものである。また氏は更に後文において列侯は封地の租税を自家の收入とした。それは「相」なる長官によって徵收される。租税の大部分は^⑧の田租であろう。他に果樹・野菜の園・山林魚池の税・商税などが主なるものであつたろう。しかし(a)土地・家屋・家財・奴婢・舟車などの固有財産に課せられる税(訾算)、また(b)從來いわゆる算賦として知られた人頭税(口算と口錢)は侯家には入らなかつた。蓋しこの二つは「賦」という形式の錢納課税で國家經費の徵收および軍事課税の性格を持つものであつたからである。しかし列侯は領内の民戸を臣下とする權利があつた。そこで「徭役」を徵發することは出來た。ただそれは法定以上の量を使用することは禁制であつた。犯せば嚴罰があつた。すべて列侯は帝權の前には全く無力であつた。だから領内の民戸を臣下とする權利といつても、いわゆる「王者は臣下に領地を與えることはあつても、民を與えることはない」のであつて、それは極めて限られた強い帝權の監督下にあつたのである。これは絶對帝權下にあらゆる人間の秩序が維持されている中國古代帝國の性格の一端を示すものとして注意を要する。^⑨

以上の行論は周到な史料解釋の上にうちたてられたもので全般としては異論をさしはさむ餘地のないものである。

しかしわたくしがここで、ただひとつ氣にかかるのは所領内の人民を「服屬役使」ないし「徭役に徵發」する特權が王侯にあったかどうかである。さきに漢書吳王濞傳に吳王が「卒の踐更に平賈を與えた」という記事に基づいて、吳楚七國の亂以前の諸王には國內人民に對する徭役徵發權があつたことを述べた。しかしそれでは列侯の場合はどうであつたろうか。漢書卷一六・功臣表・信武肅侯斬欽の條に、「高后六年、侯の亭があとを嗣いだが、孝文帝の後三(BC. 一六二)年になつて國人を事すること律に過ぎたるに坐して免ぜられた」といい、顏師古注によればこの「事」とは、これを「役使」するを謂うと説明している。同様のことは漢書卷一六・功臣表・祝阿孝侯高色の條に、「孝文五年侯の成が嗣ぎ、十四年たつて(孝文)後三(BC. 一六二)年に國人を事すること律に過ぎたので、(侯たることを)免ぜられた」と述べられ、ここでは注記を缺くが「事」の意味は前條と同様に解してよい。また漢書卷一六・功臣表・東茅敬侯劉到の條には、「孝文三年に侯の告が嗣いだが、同一六(BC. 一六四)年に國人を事すること員に過ぐるに坐して免ぜられた」といい、顏師古は「事とは役使の員數を謂うなり」と説明している。前者では國人を役使すること律に過ぎたといい、後者では役使の員數を超過したというから、諸侯には國人を役使する特權があつたが、律の規定の範圍内あるいは規定の員數内での役使權があつたと考えてよい。

41

さきに吳王濞傳の記事に基づいて諸王には領内人民に對する徭役徵發權があつたことを證明したが、いま更に功臣表によつて列侯にも一定の制限内においてではあるが諸王同様に人民役使權の存在を確かめることが出來た。しかしここで注意すべきことは功臣表記載の徭役關係記事がいずれも吳楚七國の亂の發生した景帝三(BC. 一五四)年以前の出來事ばかりであり、それ以後においては列侯の人民役使權が、たとえ一定の制限内においてであつても許されていたと考えられるような事實が見當らないことである。このことは同時に列侯より上位にある諸王においても同様であることは既に前節に指摘したとおりである。かくして王・侯ともに吳楚七國の亂を劃期として、その前と後とは王侯の封領内人民の支配權

に顯著な變化が起つたことが想定される。そこで次に吳楚七國の亂以前と以後における諸侯王・列侯の封領内人民に對する支配權の内容を改めて検討し直す必要が生ずる。

吳楚以前においては諸王に賦稅徵收權さえあつたことは、さきに吳王濞傳の記事に基づいて考定したとおりである。一方、力役徵發權があつたとすると、諸王の領内人民に對する支配權の内容は軍役を除く賦稅・徭役全般にわたるものとすべきである。ただ列侯の場合は王と同列に論ずることは出来ないが、概括的にいえることは、吳楚以前においては漢書高帝紀にもとづいて、賦稅徵收權があり、また一定の制約があるとしても、國內の人民に對する徭役權さえ所有していたことは上來述べてきたところによって明らかである。しかし漢書百官公卿表によると、「吳楚誅滅後景帝は諸王をして民を治めることを得ざらしめ、王國の官僚も朝廷から任命することとした」と述べ、以下二千石から二百石までの王國の官を列舉している。これに對し吳楚七國亂以前の王國は丞相だけを中央から任命して、他は王國が自署し得たのであり、「百官みな朝廷のごとし」というから、王國は中央政府とほぼ同様の官僚體制を整え、丞相以外の官僚は王の臣下として署置されたのである。

また列侯の統治に關しては續漢書百官志の列侯の條および本注に「列侯食む所の縣を侯國という。侯はその食むところの吏民を臣とすることを得た。(中略)國ごとに相一人をおき、(國相が)人民を統治する。諸縣の令長が(諸侯の)臣ではないのと同様に、國相は終始一貫して(皇帝直屬の官僚として行動するの)である。しかし(國相は)諸侯に租を納入せねばならない。(租額は)戸數(封戸數)の額だけを列侯にわたせばよい(下略)」と述べている。^③以上の記事を總合すると、諸王の場合、吳楚以後においては王國民の統治權は完全に奪われたのである。奪權後、諸侯王に許された特權として明確なのは一定數の封戸から納入される田租を收取することだけである。また列侯の場合も吳楚以後は官僚の國相が侯國人民を統治し、列侯に許された特權としては一定數の封戸から納入される田租を收取することだけとなった。

ここで一つ問題になるのは吳楚以前の諸侯王の場合、漢書・續漢志ともに(1)諸侯王(2)内史(3)國相のすべてにわたって、

王國民に對する「統治權」について述べているのに對し、列侯に關する續漢志および本注の記事には、列侯それ自體については「その食むところの吏民を臣とすることを得る」と述べて、諸王の場合のように、最初は王に統治權があり、吳楚七國以後に國相に統治權が移管されたというような書き方になっていないことである。そこで「吏民を臣とする」という言葉の内容が具體的に何であるかが改めて問題になるが、それが明瞭でない以上、列侯國の眞の統治權者は史料に明記されたように第一次的には國相にあるので、假に吳楚七國以前において列侯に國內人民への統治に對する權限が與えられていたとしても、それは相當制限を加えられたものであり、諸王と同格の統治權を封國（縣）内の人民に行使し得なかつたろう。諸侯王が金璽整綬で丞相以外の二千石の官を自署し得たのに比べて、列侯は金印紫綬で高く見積つてもせいぜい三公クラスであつたこと^①から推して、邦國內人民に對する支配權があつたとしても、それは相當制限されたものであつたとされよう。功臣表の記事に、列侯に許された徭役權に制限が付されている事實もその一端を示すものと考えられる。後漢書卷一〇下・皇后紀・王美人の條に引かれた李賢注によると、「漢の法、大縣侯は位、三公になぞらえ、小縣公は位、上卿になぞらえ、鄉亭侯は中二千石になぞらう」とあることからみても、列侯が諸侯王と等質な統治權を行使し得たとは考えられない。従つて續漢志列侯條の、列侯が「吏民を臣とすることが出来る」という書き方には完全な統治權とは稱し難い制限つきの支配權という意味での主従關係として「臣服」という言葉を使用したものと理解すべきであらう。

以上「統治」と「臣服」について少々こみ入つたことを述べたが、これはもとより「臣服」の内容を検討しておかないと思わぬ混亂の生ずる恐れがあると懸念されるからである。すなわち時期は降るが、後漢書列傳一四・馬防傳に、嘗て權勢を極めた馬防が、寶憲と親交があつたとの理由で寶憲誅戮を契機に勢力を失い、翟卿侯に左遷され、田租は三〇〇萬を與えられたが、「吏民を臣とすることを得ず」という處置を受けたことが記載されている。これは後漢のことであるから、諸王といえども國相に統治權が掌握されていた時代であり、列侯にはもちろん統治權のあろうはずはなかつたのである。しかし馬防傳の記事では「吏民を臣とすること」の有無が問題になっているところを見ると、吳楚以前の列侯が完全

な統治權とはいえないにしても、領内人民への制限的役使權が與えられていた時期において、史料には「列侯はその食むところの吏民を臣とするを得る」と述べられているのであり、諸王侯の權限に大きな變化をもたらしした吳楚の亂をへだたるところはるかに遠い後漢においても、列侯が「自己の吏民を臣とすることが出來た」ということであるならば、「吏民を臣とする」という言葉の内容が具體的な政治的實權を伴うものと考ええるには餘程慎重を期さねばならず、むしろ多分に儀禮的な性質を帯びたものと考えるべきであらう。すなわち吏民を臣とするという言葉そのものから統治權を想定することは無意味なのである。かくして吳楚以前の列侯の場合は制限的統治權という内容を持った君臣關係を意味し、後漢の馬防傳の場合は多分に儀禮的な内容をもつ君臣關係を意味するものと解すべきであらう。いずれにしても列侯國の縣内人民に對する統治權が、たとえ制限的にしろ認められていたのは吳楚以前のことで、それ以後邦國內の人民に對し統治の權能を持つのは中央から派遣された皇帝の官僚たる「相」にはかならなかつたのである。かくして吳楚以後の列侯は儀禮的な意味で、封領内吏民に臣禮を取らしめ得ることと、一定數の封戸からあがる田租を收取することが許された以外には公的な政治的權能を行使し得なかつたと考えられる。

けれども前述したように諸王・列侯は封領内において私田を設置することが出來たのであり、これが王侯の重要な私的財源となつたのである。そこでこのような私田開發にはどのような勞働力を使用せねばならなかつたかという問題に突き當るのであるが、さきに検討したように、吳楚以後において王侯には封領内人民への徭役徵發權がないとすれば、たとえば政府から供與された一定數の封戸といえども、ここからは田租を徵收し得るだけであり、その田租も國相の手を経て王侯に支給されるのであって、王侯が直接徵收するのではないのであるから、封戸に對して人身的役使の權能を行使するなどは思いもよらぬことである。かくして吳楚以後における王侯の私田開發に驅使し得る勞働力としては、良民を念頭におくことは出來ないから、當然私有の勞働力を準備して事にあたる以外には方法がないことになる。とすれば奴隸勞働力あるいは雇傭勞働力のいずれかに依存するほかにはないことになる。かくして漢代における特權階層の頂點に位置する王・

侯でも、吳楚以前の草創時代を除けば、前・後兩漢にわたって私的財源を確保するために私田を開發しようとすれば、その勞働力はまったく私有のものに頼らざるを得ないのであり、たとえ封領内の人民でも、それはすべて皇帝專制權力の個人身支配下に直接的に掌握されたものであって、王侯はこれに干與することを許されなかったのである。

以上において諸王・列侯國の人民は皇帝の專制的支配下にあり、従つてこれら人民を人身的に役使し得るのは王・侯ではなく、王・侯國の事實上の統治權者である中央派遣官僚の國相に限られたことが明確になったのであるが、これに關連する事實として前漢においては、元帝の時南陽郡太守召信臣が、郡中の水泉を視察し溝瀆を開通して灌漑を廣め、三萬頃の田地に配水したことが漢書・循吏傳に記載されているが、南陽郡は春陵鄉劉氏侯家のあった所であり、いま召信臣が行なった三萬頃におよぶ廣大な土地開發は、郡太守としての統治權の發動によってなされたもので、郡内の一部に所領を持つ邦君には無關係のことであり、このような場合郡内に存在する侯國の封戸だけは郡太守の發動する徭役の圈外におかれたと考えられるような事實は見當らないから、封戸も專制權力の個別個人身支配下に置かれていたと考えてよいであろう。

同様のことは後漢において章帝の時（元和三年）下邳國の相となった張禹が、「徐縣の北界に蒲陽坡があり、近邊に良田が多かったが、堙廢したまま修理されずに放置してあったのを、彼が水門を開き水を通引して田に灌漑したので、熟田數百頃が出来上り、吏民をひきいて種糧を假與し、彼自身も勉勞して大いに穀實を收め、かくして數郡の貧者が千餘戸も集まつてきて家屋が建ち並び、のち田地も千餘頃になった」といい、また李賢注に引く東觀記には、「穀百萬斛を收穫するようになった」と述べているが、これは張禹が下邳國の相として人民を徭役に徵發して坡・田の修復を行ない、數百頃の熟田を造つて鄰郡の貧民をも集めて耕作せしめたのであって、このことは地方長官としての下邳國相の行なつた戸口墾田の増殖政績であつて鄰君には全然關係なく、また邦君の權限では行なえないことであり、増加した戸口墾田も邦君の封戸とは無關係なものである。従つてどうみても諸侯の私田經營は手持ちの私的勞働力に依るはかなく、領内の一般人民はもちろん、たとえ王侯の封戸であっても、その勞働力を私的に役使することは許されないことであつた。こうした嚴肅な事實の

上にたつて考えるとき、邦君の私田經營は第一次的には奴隸勞働力を驅使する他になく、第二次的には人民の餘剩勞働力を賃勞働によって傭い入れる方途が残されていたに過ぎないとすべきである。これは皇帝の專制的支配體制の確立をみた吳楚七國の亂以後の大土地所有における當然の前提條件だったのであり、この前提は漢代を通じて少しも變っていない。

かくして兩漢書の記事を通じて、大土地所有には殆んど必須とみられるほどに奴隸が登場するのは、漢帝國の支配體制が皇帝による人民の直接的個人身支配という大前提に規制されて、特權的身分の諸王侯でさえ、封國の人民に對する役使權を行使出來なかつたがために、私的勞働力としては奴隸を使用せざるを得なかつたことに基因するものである。従つて漢代においては畢竟、王侯・官僚等の特權階層の場合においても、私田を開闢して大土地所有を展開するためには、基本的には私有勞働力を驅使して私田の基盤を構築する以外に方途はなかつたのである。かくして私は本論第二節で王侯の私田經營とその勞働力について述べた際、南陽の舂陵鄉劉氏侯家の私田經營に奴隸が登場しないことに疑義をさしはさんだが、王侯に人民役使權がないと判斷される以上、この疑義を提出することは當然認められてよいこととならう。率直に言えば吳楚の亂以後の漢代においては、私田開發ないしその後の大土地經營には、王侯・官僚といえども、一般豪族と次元の違つた特權の方途は存在しなかつたのであり、おしなべて同一基盤の上になつて事業を推進せねばならなかつたのである。従つてもし大土地所有の發展が政府の財政政策と矛盾することが明白となつた時點においては、當然大土地所有への抑制が政治上の大問題として登場すべきであり、それと相表裏して大土地所有の基本的勞働力たる私有奴隸の所有制限が當面の問題として取り上げられる筈である。そしてこのような事件として登場するのが前漢末の限田・限奴婢政策であつた。この政策の對象となつた大土地所有者とは王侯・豪族を總括したものとなつており、ここでは王侯も豪族も、ともに多くの土地と奴隸の所有者として問題の俎上にあがつているのであり、このことは上來述べてきた王侯の私田經營とその勞働力に關する検討の結果に合致するものとされよう。従つて漢代においては豪族・官僚はもちろん、王侯でも私的勞働力として驅使出來たのは第一次的には奴隸であり、第二次的には人民の餘剩勞働力としての賃勞働であつたが、賃勞働を

大量に動員することは困難であり、またそのような事例も存在しないので、いまは論外におく。^⑨

かくして王侯・官僚・豪族の私的大土地所有には當然自己資本によってまかなわれた奴隸勞働力または雇傭勞働力を動員せざるを得ないという結論に達するが、恒常的な勞働力としては奴隸勞働力を確保するのが建前であり、そこで王侯も官僚・豪族も、出来る限り大量の奴隸所有に意欲を燃やしたのであり、皇帝が臣下に賞賜する場合も、きまったように金銭や奴隸の賜與が行なわれたのである。ここに漢代において政府・王侯・官僚が大量の奴隸所有者であった理由が明らかになるのであり、當然その實情を物語る史料も豊富に存在するわけである。^⑩

四 大土地所有の直接的勞働力と上家下戸制

漢代における王侯・官僚・豪族の大土地所有に奴隸勞働力が必要であることは、専制皇帝の人民に對する直接的個別人身支配の徹底によって人民への支配權が皇帝權力の統裁下に集中されたことによる當然の歸結である。このことは、更にその前提として皇帝および政府それ自體が大量の奴隸所有者であったことにもよる。さきにも指摘したように皇室諸王の分封にあたって多額の金銭とともに奴隸の賜與が行なわれており、この奴隸勞働力が私田開發に活用されたことが想定されるが、王侯の場合だけでなく、皇帝權力に直結するものは身分のいかんを問わず巨萬の富と高い地位を與えられ、自身のみならず子孫に至るまで繁榮した例は多く、そのさい廣大な私田經營が大量の奴隸勞働力によって運営されていることがしばしば注目される。その代表的なものが皇帝の配偶者としての外戚の場合で、漢書卷九七上・外戚傳におさめられた衛皇后の場合、布衣から出世して皇后の座につき、弟衛青および姉の子の霍去病も封侯されており、この霍去病は「票騎將軍として匈奴征伐に行った歸りに、郷里の河東平陽にたちよって、父霍仲儒のために田宅・奴婢を買って與えた」^⑪ということも、當時の地主的土地所有形成への一般的なケースをしめすものと理解してよい。また霍去病の異母弟霍光は「食邑二萬戶・賞賜前後黃金七千斤・錢六千萬・奴婢一七〇人」といい、^⑫また漢書卷九七下・外戚傳および同九八・

元后傳のヒロインである王皇后も、木っ葉役人の娘から皇后に昇進、一族に十侯・五大司馬を出すという盛況を呈したという事例もある。後者にあげた王氏五侯はそれぞれ奴隸の數を千や百の單位で算えるほどの大量奴隸所有者となり、またのちに前漢帝室を篡奪した王莽も王皇后の弟王曼の子であるが、皇帝權力に結び着けばただちに富貴となり、私財としてもっとも安定した大土地所有を確立し得たのである。また漢書卷九七上・外戚傳に「武帝の母王太后（景帝の王皇后）は景帝の夫人になる前に一人の娘を産んでおり、その娘が民間にあって長陵の小市に住んでいることがわかり、武帝はみずからその家に行つて彼女を連れかえり、長樂宮で太后に謁見させたところ、太后は涙を流して喜び、武帝は彼女に錢千萬・奴婢三百人・公田百頃を賜わり修成君として待遇した」といった事例は皇帝權力に直結するものが富貴をきわめ、これにともなつて安定經濟確立の方途として、奴隸制の大土地所有を卽座に容易に行ないえた好例である。

以上述べたように皇帝權力に直結するものが奴隸制の大土地所有を行ない得たのは、とりもなおさず政府自體が大量の奴隸所有者であつたからで、武帝のとき抑商政策のピークとして緡錢令と告緡が登場するが、このとき民間にあつた大量の奴隸が政府に沒收され、これが政府關係各機關に配屬されて、その勞働力として活用されたことは周知の事實であり、史記平準書および漢書食貨志にはこの間の經過を、「郡國の緡錢を治めて民の財物を得ること億を以て計る。奴婢は千萬を以て數う。田は大縣で數百頃、小縣も百餘頃。（中略）水衡・少府・太僕のおの農官を置く。往往に郡縣に卽いて沒入の田を耕作し沒入の奴婢を諸苑に分つて狗馬禽獸を養わしめ、及び諸官に與う」と述べている。これによると政府に沒收された田地は水衡・少府・太僕に設置された農官に配屬され、各郡縣ごとに管轄されて耕作され、また奴隸は諸苑の狗馬禽獸の畜養にもたずさわつたようである。ここにみえる水衡・少府・太僕は總じて帝室財政に所屬するものである。この場合は告緡によつてあらたに沒官された田地や奴隸に限つて述べられた事實であり、この記事を土地耕作の直接勞働力との關係とすることは慎重を要するが、告緡以前の帝室直屬の諸機關に多くの官有奴隸が使用され、帝室は最大の奴隸所有者であつたと考えることは十分に可能性を持つことである。増淵龍夫氏によつて明かにされた戰國諸王の山林藪澤の開發

墾田化が人民の徭役勞働を大量に動員したり、他國人を徙民したり、また官有奴隸を驅使することもあり得たとの推測を可能にする^④とともに、秦漢帝國の專制皇帝の私財政に奴隸勞働力の果した役割は重視さるべきであらう。總じて古代專制權力の經濟的基盤に私財政のしめる役割が大きく、國家の公財政を管掌する大司農に對し、皇室の私財政を管掌する少府は、大小の名とは逆に、その歳入が大きく^⑤、この私財政に所屬する私的勞働力のなかに奴隸の果す役割も相當大きかったと考えられ、王侯への大量の奴隸賜與に關する記事も頻繁にみられる事實などに立脚して考えるならば、中國古代漢帝國の專制皇帝がそれ自身、尨大な奴隸所有者の性格を持つものだったとすべきであり、國家の財政機構が公財政と私財政との二本建に分けられていた實態に依據して、皇帝の私權をささえる私財政的物質基盤に奴隸制勞働が決して輕視し得ない要素をしめしているとすれば、專制皇帝權力の支配下に統裁される王侯をも含めての官僚・一般豪族の大小さまざまな奴隸所有者は、その私經濟の側面のみに問題を集約してながめた場合、皇帝を最大の奴隸所有者として、その下に幾多の階層をなしてつらなる、廣汎な大小奴隸所有者があつて、それぞれ奴隸制的生産關係を主軸に生産を營み、貧下中農層に對して政治的にも經濟的にも大きな影響力をもっていたと考えることが可能である。そして專制皇帝は公權的政治の統裁者として、その私權的財政規模がいかに歴大であっても、これはむしろ公權的政治の遂行に補助的役割を演ずることが多く、そのかぎりにおいてその私財政は公權貫徹の基本ともなり得るから、いまは論外におくとして、王侯以下一般豪族におよぶ被支配者階層の奴隸制經營に基づく私經濟は、廣汎な良民層を形成する貧下中農層の自營的基盤に種々の影響を及ぼして、これがつねに政治上の重大關心事となつたのである。とくに自營的規模の薄弱な貧下中農層が、奴隸制經營を基軸として運營される大土地經營の壓力に屈して小作農として吸収されてゆくことが、廣汎な貧下中農層の人頭的把握を基盤として成立する國家權力の人民支配體制に惡影響をおよぼすこととなり、國家公權の基本的な地盤を弱體化することが憂慮されるのである。

前漢でははやく董仲舒がこの問題を取りあげ、官僚が奴隸制的大土地經營によって人民と利を爭い、その經濟的壓力が

多數の人民の困窮の原因となつてゐることを非難した（漢書卷五六・董仲舒傳參照）が、漢代において政府が眞正面から大土地所有問題に對決しようとしたのは、前漢末哀帝の限田政策と、これに續く王莽の王田政策の二つであり、これが前後兩漢を通じて政府のとりあげた大土地所有への代表的な基本對決策となつた。漢書卷二四上・食貨志によると、前漢末哀帝のとき、師丹の哀帝に對する建言に、「漢も孝文皇帝のころは小民兼并の害がなかつたため、土地所有高や奴婢數に制限をしなかつた。ところが現在では官僚や豪民の訾産は數鉅萬で、貧弱な人民がその壓迫に苦しんでゐる。かくて豪民の土地・奴隸の制限を行なうべきである」との意見が述べられた結果、丞相弘光・大司空何武は、「王侯以下吏民に至るまで土地所有の最大限を三〇頃とし、奴隸勞働力は諸侯王二〇〇人、列侯・公主一〇〇人とするほかはすべて三〇人以内にとどめる。もし制限を犯した場合は制限超過分の土地と奴隸を政府に沒收するという政策を出し、詔令によつて實施されることになった。この詔令の出されたショックで奴隸や土地の價格が全國的に暴落したが、この政策にはただちに權臣丁傳・董賢等の反對がおこつた。董賢は二千頃におよぶ大土地所有者であり、しかもこれは哀帝から賜與されたものである。哀帝と董賢との關係については漢書卷九三・佞幸傳に詳しいが、とにかく哀帝の限田策は大土地所有者の利益代表ともいふべき董賢の反對によつて完全に挫折する破目となつた。

その後王莽は王田制を實施して人民の土地所有を均等ならしめようとした。王田制とは天下の田をすべて王田とし、賣買を禁ずる。王田は八人の男子勞働力を持つ家で一井（二〇畝）を保有の限度とするもので、一人當り一一二畝半となるから、これは古來儒家によつて唱道されてゐる一人一〇〇畝の基準に依據するものとみてよい。そこで當然大土地所有者には超過分が析出されるわけだが、これを九族鄉黨に分與せしめて、貧富の差なく均等な土地保有を實現しようとするものである。この政策は三年後に實施不能に陥つて挫折してしまつたが、王莽の意圖するところを付度すれば、專制皇帝の公權の支配のために一切の權力と財力を集中し、被支配者側に私權・私財の發生することを極力拒否し、その發生源となる奴隸制の大土地經營を完全に閉鎖しようとするものである。兩政策實施の理由としてともに王侯・官僚・豪族の土地兼併

すなわち小作制の弊害を強調しながらも、小作料の減額等には言及することなく、ひとしく奴隸制的大土地經營そのものの抑制ないし除去を目差していることは、いづれも抜本策を行なおうとしたもので、奴隸制經營の基盤の上に副次的に派生する小作制の弊害を除去するためには、その原因を取り除く抜本的處置が政策の主眼とされたことを明確にうけとめねばならない。^⑤

總じて奴隸制的生産關係にささえられた強力な私經濟機構が無數に存在して、これが漢代の社會經濟機構全般に強力な影響力を持ち、廣汎な小規模經營を次第に壓倒しつつ併吞する作用を果し、均等な人頭支配の貫徹さるべきはずの全國地方郷里社會内部の階級對立を激化し、什伍制ないしは太半制の經濟的從屬關係を深め、ここに上家下戸制の社會關係を形成する原動力となり、專制支配の矛盾物として古代國家の成立基盤に動搖をもたらす要因を構成しつつあったのである。

さきに宇都宮博士によって精力的に強調されたように、奴隸制經營は利益は大きくても資本額が多くかかるに對し、小作制は奴隸制ほどの利益はあがらずとも資本面で有利であることは確かであろうが、小作制を展開して地域社會を經濟的に支配する前提として、まず奴隸制的大土地經營を確立することが必須であり、またそれが漢帝國の基本體制である良民の個別人身支配に規制された結果として、當然招來される事態であつたからこそ、限田・王田兩政策ともに、奴隸制的大土地經營の排除または抑制を中心課題として、その抜本策を打ち出し、奴隸制經營の周邊に副次的に發生する良民相互間の小作制を、故意に無視しているのである。かくして漢代においては、その規模の大小は別として、社會の上下を通じて、その私産經營の勞働力には私有勞働力としての奴隸がまず第一に準備されねばならなかつたのであり、郷里内の階級構成も奴隸制的土地經營の基盤の上に重層的に構築されて、中貧農との間に上家下戸制を形成したのである。^⑥

五 公權的支配の貫徹とその矛盾

以上、王侯の私田經營を中心に、その經營内部の勞働力の構造を分析した結果、豪族はもちろん、王侯といえども、そ

の私的勞働力として恒常的に驅使しうるものは、漢初の一時期を除いて奴隸以外にはないことが明確になった。これよりもなおさず、漢代の一般人民が專制皇帝の直接支配下におかれ、皇帝およびその權力機構内部の官僚以外の何ものも、人民を役使することは公法的に許されなかったことを示すものである。これがいわゆる專制權力の直接的個別人身支配體制である。

西嶋定生氏によれば、秦・漢の新縣・初縣の支配機構を、いわゆる「個別人身支配」のモデルケースとして示されるが、しかしそのような官製の里で爵制的秩序が國家の意のままに貫徹されるのは、きわめて稀なケースであり、したがって爵制的秩序を個別人身支配の條件とすることは少々無理があろう。

それよりも漢代社會においては、全國の郡縣においても、王侯國においても、國家權力の人民に對する個別人身支配が現實に滲透している事實こそ重視さるべきであらう。個別人身支配は具體的には人頭支配とも呼ばれ人民は男女を問わず人頭別に口算を納め、財産額に應じて訾算を納入する。また男子には兵役・力役が課せられる。賦のほかに收益税としての田租があるが、このなかで、まさしく人頭支配と稱すべきものは、人頭割の口算と徭役で、他は財産税・收益税とみるべきものである。しかし財産税までも人頭税の計算基準によって算定される點は、當代の税制觀念の根底に人頭支配の意識が強く働いていたものとして注意されてよい。また人頭支配は、良民を對象とするものであり、賤民の直接かわるところではない。賜爵が良民の憲章であるように、個別人身支配に服し、人頭税を納入することは良民の義務である。これは漢代全人民に滲透し貫徹されたもので、豪族・中小民の別を問うものではない。また人頭支配は基本的には人民の自立自營を前提とし、無理のない範圍内で、税役の收取が行なわるべきものであり、このような形で專制權力の支配に服すべき自營農民の數が、漢代ではまだ健全であった。（また中國史全體を通じてみても、自營農民の數は多かった。かかる自營農民は決して裕福ではなかったが、たとえ貧窮しても、立身して官僚機構にも參加できる希望をもちえたことは、兩漢書列傳に記載された、陳勝・欒布・貢禹・楊雄・鄭玄・江革・班固・楊震・李燮・第五訪・黃香・孔嵩・梁鴻等の事例に明

かなところであり、列傳に記載されるほどの事項はむしろ稀少なケースであるとすれば、右にあげられたほどの出世でなくとも、中農から出て教養を積み、かなりの位置に昇進したケースはより多かったと推測されるし、特別の教養を身につけずとも、正卒として兵役に服し、のち郷官として亭長に就任するといったケースも多かったであろう。後漢書列傳七〇上・文苑傳の黃香傳には「家が貧しくて僕妾がいなかったので、自分で何もかもやりながら博く經典を學習し、首都では天下無双の黃董ともてはやされた」と述べられているが、漢代において、中級以上の家では、僕妾の一二人をもつことが普通であつたことを物語る。したがって漢代の自營農民は許せば少なくとも一二人の奴隸所有を志向するものとすべきであり、專制權力の人頭支配も基本的には、かかる基盤のうえに行なわれることが望ましい状態であつたろう。しかし現實には一般的な中農よりも、貧下中農の数が多く、その没落者もかなりあつたことは、漢初すでに賈誼・鼂錯によつて指摘されているように、「不作の時は爵を賣り子を賣り、豪富者から借金して利息に迫われ、田宅を賣りはらう」ようなケースも發生する。このような事態は兩漢を通じて、つねに政治上の問題となるものである。

いったい專制權力が人民を個別人身的に掌握することは、沿革的には戰國期以來、君主が人民を兵力とし、また軍賦釀出の基盤とするため、懸命に努力したことによ來する。秦や魏が君主權力の物質的基盤として山林藪澤を開發したことは増淵氏によつて明かにされたとおりであるが、ここで注目すべきは、これらの國において賦稅收入の増大をいましめ、むしろ別途の私的財政基盤の擴大に重點をおく政策をとっていることである。すなわち稅制面では民力の休養が計らるべきであり、また王家の家産を支出してでも兵力の増強に資すべきことが制覇への良策とされた。初縣・新縣の設置も、國家資本が良民把握のために大量投入された代表的な事例である。漢の尨大な苑囿・公田が武帝以後次第に人民に開放・假與・賦與され、この傾向が後漢にいたつて一層伸展するのも、同一趣旨にもとづくものである。

一方漢代人民の居住する一般郷里社會は、新縣や初縣のような均等な社會ではなく、多額の土地と奴隸を所有する豪族を筆頭に、富農・中農・貧農の聚住する階級社會であり、賈誼・鼂錯の意味における小民への經濟的壓力や兼併を通じ

て、彼等の郷里社會における發言力が強まり、その經濟的勢力は同時に政治的勢力をも構成したことは當然である。このことは先に宇都宮博士によつて強調されたところであり、最近増淵氏によつても指摘されたが、事實、郷里社會の世論^⑧は郷評は豪族層に獨占され、その好評をえた豪族出身者は地方官界において、さらには中央官界において活躍し、結局は官僚體系を豪族化することとなるのである。かくして豪族は地方郷里共同體の支配者として國家權力の末端機構に參畫し協力し、これを利用したのであり、國家權力も彼等を利用することによつて、その專制支配を地方の末端にまで滲透せしめたのである。かくして概括的にいえることは、豪族は帝權の末端機構につらなることによつて自己の存立を保持し擁護すべきであり、中小民は帝權の個人身身的把握を挺子として、王侯・豪族の壓迫から身を守り、自營の存續をとげようとするのである。帝權は豪族・中小民を一樣に支配し、これに對し豪族・中小民も、ともに自己存立のために國家權力を利用し、これに協力する。公權はかかる實態のうえに成立すべきものである。

しかし上は帝室から、王侯・豪族にいたるまで、その私的經濟力の基盤には、私有勞働力としての奴隸が、その中核におかれていたことも當時の實情である。漢代において、私有勞働力は奴隸を基本とするのが法の建前でもあり、この原則は被支配者側の王侯・豪族に對して適用されるだけではなく、支配者たる帝室の側においても同一基盤に立っている。戰國諸侯や秦漢皇帝の家產蓄積の場合でも、私的勞働力としては奴隸を使用することが基本で、人民の定期的徭役が必要に應じて充當されることはあつても、常備勞働力として隨時隨所に動員できるのは官有奴隸であつた。かくして原則的には公權的支配の基盤には良民が、私權的勢力の基盤には奴隸が存在すると考えることができる。したがつて良民を支配することは專制皇帝一人に集中された權力であるが、奴隸を所有し、驅使することは社會の上下を問わず、資力あるものすべてに許されることである。王侯もその私田經營に領内人民を役使することは法のかたく禁ずるところであるが、奴隸を驅使することは、王侯特權階級たらずとも、一般豪族の公然となしうるところである。かかる状態のもとでは、公權的支配理念に正面から對立しない範圍において、奴隸所有者的私權の擡頭する契機は、つねに存在したとみることができ

る。中國史上最初の帝權確立をなしとげた秦の光輝ある偉業が、舊勢力反動の煽りをうけて短命に挫折した基底に、專制支配の強化と人民への人身的役使過多の擅權的弊政のあったことが指摘され、またそれ以後の漢においても人民の負擔體系において重いのは、税よりもむしろ役であることが屢々說かれるのは、全般的には帝權のもつ私權的側面、すなわちその奴隸所有者的擅權觀念が、公權支配の理念をのりこえて、政治の前面におし出された場合に、中央においても地方においても、屢々おこり易い現象である。このような側面を強くみて、人民は國家の奴隸であるとする意見も生ずるが、專制的國家權力の個別人身支配を單なる政治的支配の制度とみず、それ自體を生産關係とみて、一種の奴隸制とする見解が今日日本の學界において有力であると増淵氏が指摘するように、^③これがあるいは一般的傾向であるかもしれない。しかしこのような見解は、西歐的價值基準によつて設定された東洋的デスポティズムの概念の安易な移項によつて、困難な諸問題を簡單に説明しようとするのと同じの結果に陥りやすい。中國古代國家の全構造的内容を、その特殊具體相においてとらえることは、複雑な史實のなから歸納され、しかもその眞相を歪曲することなきよう、慎重に行なわらるべきことで、現代人の立脚する一定の價值基準にもとづく、一方的な評價や鑑定であつてはならない。中國古代の人民は、かれらの住む國家體制のなかでは、まぎれもなき良民であり、決して賤民・奴隸ではなかつた。^④かくして專制權力と良民との關係そのものを、奴隸制的生産關係と規定することは、それ自體が飛躍である。^⑤

では大土地所有の私的勞働力としての奴隸、および大土地所有の一部ないしは大半を小作する良民としての中小農すなわち小作人と、大土地所有者たる豪族との相關關係をどのように理解すべきかが残された問題となる。漢代大土地所有における主たる生産關係が奴隸制か小作制かということは學界での争點になつてゐるが、^⑥わたくしは大土地所有において、その開發的・基礎的段階では、豪族はもちろん王侯特權者においても、常備勞働力は奴隸でなければならず、したがつて原則的には奴隸制が基本たるべきことを前述した。しかしその開發が一定段階に達し、莊園の規模が出来上ると、近隣の中小農民を自己莊園に誘引する。莊園經營が小作制に多くを依存出来るようになることは、莊園主にとっては有利であつ

たろう。宇都宮博士の精緻な研究は奴隸制よりも小作制を有利なものと結論され、またその所見は妥當なものと思われる。^⑧しかし小作制がいくら有利であり、また整備された莊園内における、奴隸勞働力と小作勞働力の比重が、小作勞働において、はるかに大きい場合があるとしても、^⑨大土地所有において奴隸制勞働が小作制勞働に切換えられることは、漢代においてはあり得なかつたのであり、小作制を伴いつつも、奴隸制が大土地所有の基底に、はなれ難く結合せねばならなかつたのは、國家權力の人民に對する個別人身的支配貫徹のしからしめるところである。かくして奴隸制か小作制かの問題は數量や利害の如何によつて決定されるべきものではなく、漢帝國の人民支配體制の公法的建前から規定されるべきものと考える。従つて豪族は奴隸勞働力を基軸として莊園經營に着手し、次第にこれを整備し、その生産條件をよりよき方向に發展せしめることによつて、徐々にかつ着實に近隣の中小農民をその經營内に誘引しつつ農業生産を合理化し、莊園の擴大につとめるとともに、巨視的にみれば莊園そのものが全國的規模において村落構造を變革する可能性さえ内に孕んでいる。そのためには長い時間が必要とするが、その祖形を形成するものとして古代莊園の持つ歴史的意義は大きい。かくして豪族は專制支配の矛盾物となり、專制支配の個別人身支配の基盤に喰ひ込むに至る。それは具體的には奴隸のほかにも佃客・部曲という上級賤民層を形成することからはじまるが、魏晉以後をいかに考えるかは本論の範圍を越えることになるので、後日を期することとしたい。以上、漢代史料の記載事項にもとづき、かつ學界諸賢の研究に導かれつつ、わたくし自身の考えるままを率直にのべたが、圖らずも宇都宮博士の完璧の業績の一部に私見を加える結果となつた。しかしいろいろと考えることによつて、博士の研究が全般的には安心して依りかかることの出来る、精緻な研究であることを、あらためて認識することができた。愚考に誤りがあれば、十分の御教示と御寛恕を賜りたい。

結 言

論旨を簡単に要約すると、(1)漢代王侯は吳楚七國の亂平定以後、領内人民の賦役權を完全に沒收されたため、私田經營

に充當する私的勞働力は、その開發的・基礎的段階においては奴隸以外にはなかった。(2)豪族の場合も莊園造設の勞働力は當然奴隸でなければならなかった。(3)人民は國家權力の基盤として直接的個人身的に掌握されているため、王侯特權者といえども、領内人民を役使することは許されないという國家體制のあり方が、私的勞働力を奴隸に求めざるを得ない狀態を形成しており、従つて漢代大土地所有の第一次的・基本的生産關係は奴隸制でなければならない。(4)國家權力は人民を個人身的に掌握するが、人民は權力の基盤として尊重され、保護さるべきものであり、彼らは良民であつて奴隸ではない。(5)大土地所有の勞働力として奴隸制・小作制のいずれが基本的であるかを決定する基準は、兩者の數量の多少や、利益の大小にあるのではなく、當時の國家公權の支配體制に規制された、私權の大土地所有内部の第一次的・基本的生産關係の本質が何であつたにかかつてゐる。

註

- ① 後漢書志二八。
- ② 漢書卷一四・諸侯王表序文にも同一趣旨の記事がある。
- ③ 布目潮風「前漢の諸侯王に關する二・三の考察」(西京大學人文學報 一九五三)
- ④ 漢書卷三五・荆燕吳傳。
- ⑤ 正卒・徭戍等は、軍事的な役であり、當然中央政府の管轄に所屬するから、ここでは地方的徭役の範圍を出るものではない。得ない。
- ⑥ 前註①參照。
- ⑦ 漢代における王國官制の變遷について、鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』(丸善株式會社 一九六二)第二篇第十一章「王國の官制」に詳述されているから、なるべく重複を避けた。ただ本論では王侯の經濟上の特權、および國內人民に對する支配權を中心に、鎌田氏とは別の側面を検討したい。
- ⑧ これらの内容については、本論では立ち入ることを避ける。
- ⑨ 賦と税については、漢書卷二四上・食貨志に記載されており、宮崎市定氏の「古代中國賦稅制度」(『アジア史研究』第一(東洋史研究會 一九五七))にすぐれた見解が述べられている。
- ⑩ 韋昭注には賣買價格を平會することといい、師古注には買人の會を專權すること、今の和市のごときものなりという。要するに商人の賣買に干渉して、その利得に介入し、何割かを收取したものであらう。
- ⑪ 漢書卷二四上・食貨志所載同文には若干の異同があるが、史記に據るべきである。加藤繁著『支那經濟史考證』上、四、「漢代における國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一

斑」(東洋文庫 一九五二) 三七頁参照。

⑫ 賦斂とは貨幣で納める税のすべてを謂う。宮崎市定著「古代中國賦税制度」(『アジア史研究』第一、前掲) 参照。

⑬ その領域内に居住する民戸全部が諸侯の封戸となったことは、封戸の数が端数をなしていることよって明かである。宇都宮清吉「漢代社會經濟史研究」(弘文堂 一九五五)、第十章「劉秀と南陽」三、「南陽劉氏侯家の所領」(三七九頁) 参照。

なお所領内の封戸数は、最初に決められた戸数を限度とし、その後増加があっても、これを自動的に封戸として吸収しえたとは考えられぬ。これについては本文に後述する。

⑭ 後漢書集解には説明がないが、百萬は、萬萬(億)の誤とすべきである。

⑮ 集解に、王先謙が「官本註に二千を三千とするものは、二千の誤」と指摘している。

⑯ 漢代の王侯を取り扱ったものとして、本論の論旨に直接関係はないが、五井直弘「中國古代帝國の性格」(『歴史學研究』一四六號 一九五〇) に興味ぶかい見解が述べられていることを指摘しておく。

⑰ 汲古閣本十七史や王先謙補註本には、一七六戸とあり、その誤りであることは宇都宮氏の考證に従うべきである。(宇都宮、前掲三八一頁、註⑥) 参照。

⑱ 宇都宮氏の計算は慎重を期して大小の幅をもたせ、端数をふくむものであるが、いまは概略を記するにとどめる。

⑲ 藁粟錢は新開墾地に課せられる税、(加藤前掲、三九頁) 参照。

⑳ これは大半の賦、すなわち收穫の三分の二の小作料を納入する家と考定されている。なお土地面積の計算に關する細かい手法は、すべて宇都宮氏のものに依據しているので、詳細は註⑬前掲書を参照されたい。

㉑ 集解には、王先謙が「官本に錢貨とあり、東觀記には田貨とある」ことを指摘しているが、後漢では前漢のような純粹の商業資本は衰え、たとえ錢貨であっても、そのもとづくところは農業利得から生じた錢貨であるから、田貨としても差支えなからう。

㉒ 後漢書列傳、一八上・本傳。

㉓ 宇都宮前掲、第九章「儻約研究」八、「儻について」参照。

㉔ 後註⑩参照。

㉕ 平中荅次「居延漢簡と漢代の財産税」(『中國古代の田制と税法』東洋史研究會 一九六七) 第八章参照。なお奴隸價格は、宇都宮前掲書第八章「漢代蒼頭考」二五五頁註⑩指摘のように、本簡の約半額だったろうが、いまは一公定基準として指摘しておく。

㉖ 前註⑬前掲書、第十章、四「列侯の收入源」三八一頁。

㉗ 前註⑬前掲書、同右三八二頁。

㉘ 前註⑬参照。

㉙ 後漢書・志二八。

㉚ 前註①同、列侯の條には「もと列侯の朝請を奉じて長安に在る者は、位三公に次ぐ」という。

㉛ 後漢書列傳三四。

㉜ 拙稿「漢代における限田・王田制と大土地所有問題」(龍谷

大學論集三九七號 一九七二) 参照。なお本論は事情あって倉卒の際に書いたもので、論旨に不十分な所があり、今論において不備を補完しておきたい。

③ 農業における賃労働については、多田狷介「後漢豪族の農業経営」3「傭作について」(歴史學研究第二八六號 一九六四)に集中的に史料を擧げてあるのでここでは省略する。

④ 大土地所有の労働力に、賃労働の占める比重は少ないとみるべきであろう。なお宮崎市定「東洋の古代」(東洋學報第四八卷第二號 一九六五)五「農業労働の實體」(二二頁)に同様見解が示されている。

⑤ 大土地所有には奴隷労働力のほかに小作制が考えられるが、小作問題については次節に譲る。なお漢書卷九〇・酷吏傳內寔成傳には、大土地所有の労働力を全部小作制に依存しているケースが見えるが、このようなことは、きわめて稀な事例で、これによって一般を推定することは出来ない。官僚が罪を得て刑に服し、しかも服刑中に脱走して陂田千餘頃を賃貸し、あとで發覺したという出来事であるから、これは別に考うべき問題を含んでいると見るべきである。

⑥ 前註③参照。

⑦ 漢書卷六八・霍光傳。

⑧ 漢書卷二四下・食貨志。

⑨ 增淵龍夫「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」四「先秦時代の圈とその經濟的意味」(『中國古代の社會と國家』弘文堂、一九六〇)。第三篇、第一章。二九九頁。

⑩ 增淵龍夫「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」一「問題の提

示」前掲、第三篇、第一章、二六七～八頁。および拙稿「漢代の勸農政策」第二節「前漢の財政機構」(『中國經濟史研究』第一篇、第一章。東洋史研究會、一九六八) 参照。

⑪ 文帝時代の大土地所有問題については、別に考えねばならないので、他の機會に論じたい。

⑫ 漢書一一哀帝紀、綏和二年の條。

⑬ 土地賜與については、漢書八六・王嘉傳、参照。

⑭ 限田・王田策が土地・奴隷所有の制限を意圖しながら、これによって派生する小作制の制限に言及していないことが、影山剛「前漢時代の奴隷制をめぐる一・二の問題の覺書」(福井大學學藝學部紀要Ⅲ、社會科學第五號 一九五六) 六頁にも指摘されているが、わたくしはこれは別に究明さるべき課題であると考え。

⑮ 字都宮清吉『漢代社會經濟史研究』、前掲第九章「僮約研究」八、「僮について」第三項(小作制農業經營)

⑯ 多田狷介「後漢豪族の農業經營」(歴史學研究第二八六號、前掲)には、主として後漢末に盛行する上家下戸制、および奴隷よりも小作人の数の多かった事實にもとづいて、「奴隷制ウクラッドは大土地經營の中では基本的なもの、前向きに前進するものとしては存在しなかったようにうけとれる」とされ、また漢代大土地所有において、小作制が一般的であった理由として(1)豪族が先ず分田を行なったこと、(2)小農經營が本來不安定性をもつこと、(3)中國農業の體質には、小農民經營と集約農法による土地生産性向上が必須であり、(この點は河地重造「中國古代經濟史の問題狀況と二・三の方法的假説」、經濟學雜誌

第四四卷第一號 一九六一、八四頁に據られた)。(なお中國のみならず、アジア全般の問題として同一趣旨のことを廣く取扱ったものに、今堀誠二「家族主義と小經營」『東洋社會經濟史序説』柳原書店、一九六三、第二章、三。があることを指摘しておこう)。これが豪族の支配の徹底化を阻んで、郷里の共同體の機能を保たしめたこと等を挙げられ、精緻な行論を展開されるが、(2)(3)は中國史全般にみられることで、むしろ非歴史的範疇に所屬し、古代においては、(1)の「分田の基盤設置」が、國家權力の個人身支配の建前から、基本的には私有の奴隸勞働力に依らざるを得なかったという體質が重視されるべきであろう。また氏は「豪族こそが中國古代帝國の體制を克服してゆく」とする宇都宮説に反對し、「假作制を媒介として漢帝國と豪族と小農民が共存したのであり、ここに問題を解く鍵がある」として、小作制一般を前面に出されるが、小作制そのものは漢帝國だけの問題ではなく、所謂「開放以前の封建中國」に固有の現象であり、中國古代史の特殊具體相においてみた場合、豪族こそ古代帝國を變容せしめる原動力であるとすべきではなからうか。なお小作制に關連して一つことわっておきたいことは、人頭税よりも地稅收取を主體とした稅體系のなかで、小作制が基本的なウクライドとして登場する時期を、中國史ではどの時點に設定するかということは、特殊個性的な把握の對象となる課題で、この意味における小作制と漢代の小作制とは峻別されるべき問題である。

④⑤ 西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造』第五章「二十等爵制の形成」(東大出版會 一九六一)

④⑥ 好並隆司「西漢皇帝支配の性格と變遷」(歷史學研究第二八四號 一九六四)には、「西嶋氏の爵による支配關係の追求はイデオロティプスの定着に結果するもの」としている。西嶋氏の爵制秩序論に無理があると思うのは、おそらくわたくしだけではなからう。しかし全般として、西嶋氏の數々の實證的研究や高論は高く評價されるべきであろう。

④⑦ 算賦については、宮崎市定「古代中國賦稅制度」(『アジア史研究』第一、前掲)。平中荻次『中國古代の田制と稅法』第七・八・九章。永田英正「漢代人頭稅の崩壊過程」——とくに算賦を中心として——『東洋史研究第一八卷第四號 一九六〇』參照。④⑧ 木村正雄「秦漢時代の田租とその性格」(歷史學研究第三二號 一九五九)には、秦漢時代の田租を、人頭の生産稅として、人頭稅の範疇に入れる見解をとっている。これを後世の租・庸・調の租と同様に考えうるかどうかにについては、一考の餘地があろう。

④⑨ 平中荻次「居延漢簡と漢代の財産稅」(『中國古代の田制と稅法』前掲)、第八章參照。なお、このことに關しては、永田英正「禮忠簡と徐宗簡について」(『東洋史研究』二八の二・三。一九六九)に、「漢代の貲算が本來的に賦たる性格をもっていたかどうかは、更に検討を加える必要があろう」とされ(三一頁)わたくしもこの點、同感であるが、ただここでは、計算基準として通用していたことを指摘するまでである。

④⑩ 廣汎な人民全般を國家公權の成立基盤とすることと賜爵との關係を、良民權の賦與と考える。この點では宮崎市定博士が「庶民が政府に奉仕することによって爵を得ることを、士の系

譜につらなるもの」として理解される（宮崎市定「東洋的古代」東洋學報第四八卷第三號、一九六五年。八四頁）見解に同感である。

⑤4 濱口重國「中國史上の古代社會問題に關する覺書」（山梨大學學藝學部研究報告第四號）參照。

⑤5 漢書卷三一・陳勝傳。同卷三七・樊布傳。同卷七二・貢禹傳。同卷八七上・楊雄傳。後漢書列傳七一・獨行傳內、范式傳。同列傳三七・班超傳。同列傳二九・江革傳。同列傳四四・楊震傳、李賢注引續漢志。同列傳五三・李固傳附子燮傳。同列傳六六・第五訪傳。同列傳七〇上・文苑傳內、黃香傳。同列傳七三・逸民傳內梁鴻傳。同列傳一五・鄭玄傳。

⑤6 註⑤⑤參照。

⑤7 宇都宮清吉「漢代豪族論」（東方學第二三輯 一九六二）五頁、參照。

⑤8 拙稿「漢代の徭役制度」（東洋史研究第二二卷第五號 一九五三）

⑤9 ここであつたくしが中級以上というのは中流の家の意で、富農に相當する。西田保「漢の中家の意味について」（史學雜誌第七九編第五號 一九七〇）參照。

⑥0 西田保、前註⑤⑨論文に指摘される陳湯や桓譚の言う中家である。また宇都宮清吉「漢代社會經濟史研究」第二章「古代帝國史概論」三、「漢帝國・その一」に述べられた、普通の農家の一般形態として劉邦の家を指摘されているが（四〇～四一頁）これも、漢代の中農と考えてよいであろう。

⑥1 漢書卷四八・賈誼傳。同卷四九・鼂錯傳。

⑥2 增淵龍夫「中國古代の社會と國家」（前掲）第三篇第一章

「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」

⑥3 增淵（註⑥②前掲、二七一頁）には、太平御覽二六二引、史記佚文の記事にもとづいて、このことを立證している。

⑥4 好並隆司「西漢皇帝支配の性格と變遷」（前註⑥③參照）には、漢帝室の家産の絶頂は武帝時代で、以後豪族の自營民に對する兼併の浸透に對處するため、帝産を貧民に賦與して齊民支配を行なわねばならなくなり、帝産の漸次縮少が帝權の衰退に照應したことを述べ、興味ある行論を展開している。なおこの問題については拙著「中國經濟史研究」（東洋史研究會 一九六八）第一篇第一章「漢代の勸農政策」。および山田勝彦「漢代の公田」（集刊東洋學第二五號 一九七二）參照。

⑥5 宇都宮清吉「漢代における家と豪族」（『漢代社會經濟史研究』第十一章）。

⑥6 增淵龍夫「所謂東洋的專制主義と共同體」（一橋論叢四七の三。一九六二）。なおこの點は西嶋定生氏も同意見である。「中國古代統一國家の特質」（『前近代アジアの法と社會』仁井田陞博士追悼論文集第一卷。二七～八頁）。

⑥7 官僚體系の豪族化があらわれるのは後漢になってからで、これは豪族の大土地所有による農業經濟基盤の確立と照應するものである。かかる事情を、豪族への貨幣集中という側面からとらえた、永田英正「漢代人頭税の崩壊過程」（東洋史研究第一八卷第四號 一九六〇）があり、また宮崎市定博士の、後漢における豪族勢力の伸張によって、莊園開發の必要から、城郭外聚落としての村（邸）が發生し始めたという卓論「中國におけ

る聚落形體の變遷について」(大谷史學第六號 一九五七)も、その實態を示すものとされよう。

⑧ 好並隆司「古代史部會報告批判」(歷史學研究第三二八號 二五頁右)によれば、小作制が普及すると、豪族地主は田租の負擔者として、國家の稅體系のなかに占める相對的位置が高まり、豪族の官僚化を通じて國家權力が、豪族を媒介して人民を支配するようになる旨を述べられる。全般的には妥當な見解と思われるが、同氏の論旨は「秦漢帝國の構造について」(歷史學研究第三二二號 一九六六)「漢代の賦と田租」を經過したものとしても、木村正雄「秦漢時代の田租とその性格」(歷史學研究第三三二號 一九五九)に、「田租は地主だけに課せられたものではない」とする見解の徹底的批判の上になさるべきもので、その點說得力が弱い。なお同氏「前漢帝國の二重構造と時代規定」(歷史學研究第三七五號 一九七一)は示唆に富む好論である。

⑨ 奥崎裕司「中國における國家と宗教——戰後東洋史學の批判的繼承をめざして」(歷史學研究第三七八號 一九七二)参照。

⑩ 宮崎市定博士の「東洋的古代」(註③前掲)には蘊蓄豊かな學識にもとづく明快な行論が展開され啓發を受けることが多いが、漢代の農業における奴隸の役割への評價が輕すぎると思考する。博士の説のように、奴隸の用途は農業のみならず、工・織・牧畜その他、奢侈的・私兵的活動にまで及ぶことは史料の傳えるとおりであるが、農業の用途に使用されたことも、樊重莊園やその他博士の指摘された史料(前掲論文、二六頁)に明かな通りである。全般的に見て、とくに富貴を極めた巨額の奴

隸所有者にこそ奢侈的役使がなされ得るので、廣汎な農村の田舍豪族の莊園經營者には、奴隸は高價でしかも必須の私有勞働力として、慎重に節儉して使用さるべく、樊重莊園の奴隸のあり方は、豪族の大土地經營における一般的な形態とみてよいのではなからうか。なお當時の史料にみえる奴隸の事例を丹念に、愚直に蒐集した結果からも、右のように考えることを不可能にするような障害には突き當らず、これは別の機會に論ずることとしたい。また中國のような零細農業では、自營的意欲をもつ小農民の小作に、耕作を依存した方が能率的で、ここに小作制が早く浸透した中國の特殊性があると思われる。しかし私有勞働力による莊園の基盤造營のための設備投資を經過せずに、直接無媒介に小作制を展開することは、本論でとり上げた王侯の私田經營の場合に徴してもわかるように不可能であつたと考えられる。

⑪ 漢代の稅制において、奴隸一人につき二算の財産稅が奴隸主から徵收されたことは、奴隸所有の公認を意味する。

⑫ 木村正雄「中國の古代專制主義とその基礎」(歷史學研究第三二七號 一九五八)。また増淵(註⑩前掲論文)には、西嶋「中國古代帝國の形成と構造」(註⑩前掲)の基底にある見解も、同様の結論を招く旨を述べている。ただ木村正雄「中國古代帝國の形成」(不昧堂 一九六五)を中心として展開される、第一次・第二次農地説は、きわめて說得力に富む、すぐれた業績である。

⑬ 増淵、註⑩前掲、二四頁。

⑭ 奴隸にはいろいろの稱呼があるが、一般的には奴婢と呼ばれ

る。奴婢は身分か階級かの論議もあるが、近代以前においては、階級的なものが同時に身分として取扱われるのが常であり、秦漢の奴婢は良民の下に一階級として存在したとすべきである。なお本問題については、尾形勇「古代『階級と身分』をどう問題にするか」―東洋史のばあい―（歴史學研究第三二〇號 一九六六）参照。

⑦⑤ この點、石母田正『日本の古代國家』（岩波書店 一九七二）において、日本古代の律令制國家と公民との關係を、在地首長層と人民との間における支配隸屬關係（基本的・第一次的生産關係）の派生的・第二次的生産關係と理解する主張（同書三九二頁）の方が、（中味は違っても）中國古代の皇帝人民の對立關係を、無媒介に奴隸制的生産關係とするよりも、はるかに整合的である。

⑦⑥ 永田英正「秦漢時代史に關する二、三の問題」（東洋史研究

第一八卷第一號、一九五九）八〇頁、参照。

⑦⑦ 宇都宮清吉「僮約研究」（前掲註⑥）を中心とする行論。

⑦⑧ 宇都宮清吉「僮約研究」八「僮について」第五項「小作農となることの有利性」（宇都宮前掲書三二六―三七頁）参照。

⑦⑨ 後漢書列傳三九・仲長統傳引・昌言理亂篇「豪人之室。連棟數百。膏田滿野。奴婢千群。徒附萬計」なお文中の徒附を下戸・小作人とすることは、註②⑧前掲参照。

⑧⑩ この點、多田狷介「後漢豪族の農業經營」に、豪族の小作制において一般的概念となっている、所謂「分田劫假」を、分田と劫假に分析し、劫假の前提として分田がなされていなければならぬことを指摘されるのは、（註④⑨前掲論文、一四頁右、参照）まったく正鵠を得ており、この分田には設備投資が必要であり、勞働力としては、私有のものに依らねばならなかったのである。